

令和7年10月6日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

発議者	舞鶴市議会議員	山本 治兵衛
	同	上野 修身
	同	上羽 和幸
	同	川口 孝文
	同	小西 洋一
	同	眞下 隆史

仲井玲子議員に対する懲罰動議

次の理由により、仲井玲子議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び舞鶴市議会会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

仲井玲子議員は、令和7年10月6日の議会運営委員会において、秘密会の内容について発言があった。

これは、舞鶴市議会会議規則第113条に規定する秘密の保持に違反する行為である。

地方自治法第134条第1項においては、地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員は、懲罰の対象となることが定められていることから、懲罰を科すべきである。